



平成 27 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 日本空調サービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 橋本 東海男
(コード番号 4658 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員総務部長 草野 幸士
(TEL. 052-773-2513)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 24 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所は下線を付して示しております。

記

1. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の行動指針として、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス管理規程を定め、その周知を目的として定期的な研修等を実施する。
 - (2) 企業価値向上にとって有効かつ効率的な内部統制システムの構築とその運用、推進を図るため、内部統制部門を設ける。
 - (3) 法令遵守の課題に対応するため、社外委員を含めたコンプライアンス委員会を設ける。
 - (4) 企業行動規範、コンプライアンス管理規程等の違反を早期に発見し解決するため内部通報制度を活用する。
 - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たないための方針を企業行動規範に明確に定め、適切に対応する。
 - (6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及びこれらの継続的な見直しを行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）の保存、管理を適切に行う。

 - 1) 株主総会議事録及び関連資料
 - 2) 取締役会議事録及び関連資料
 - 3) その他重要会議議事録及び関連資料
 - 4) 稟議書及び関連資料
 - 5) その他取締役の職務に関する重要な書類

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の存続と経営目標を達成するため、リスク管理規程を設け、組織、責任者、リスクの識別、発生の可能性、会社への影響度の測定等のリスク管理の体制と基準を定める。
- (2) リスク管理の実効性を確保するために、リスク管理委員会を設ける。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、経営管理の意思決定と執行を明確に区分し、取締役会は、重要な経営に関する意思決定と各取締役の業務執行に関する監督を行い、事業運営の指針となる中期経営計画を策定する。各業務執行部門は、その実現に向けた具体的実施策を立案し実行をする。内部監査部門は、経営管理と統制の有効性を評価し、改善の指示を行う。

5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

- (1) 経営理念、企業行動規範等の行動指針を共有し、原則として全ての子会社に当社の内部統制システムの適用、整備を行う。
- (2) 関係会社管理規程に基づき、当社グループの経営を管理し、状況に応じて主要な子会社に取締役又は監査役を派遣して経営を把握する。
- (3) 関係会社管理規程において、当社に対するグループ各社の重要情報等の報告事項を定め、適時、報告を受ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査役の必要に応じて監査役の職務を補助するための独立性を持った監査役補助者を置くこととし、当該補助者は、監査役の指揮命令に服し、その人事評価・異動・懲戒等については、予め監査役会の同意を得る。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役に報告すべき事項は、漏れなく遅滞なく報告される体制を構築する。
- (2) 監査役に報告する事項は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令及び定款に関する事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等とする。
- (3) 監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に対し、重要事項等に関する報告を求めることができる。
- (4) 監査役に報告をした者に対し報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席し、各社の稟議書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができる体制を確保する。
- (2) 監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設ける。

以 上